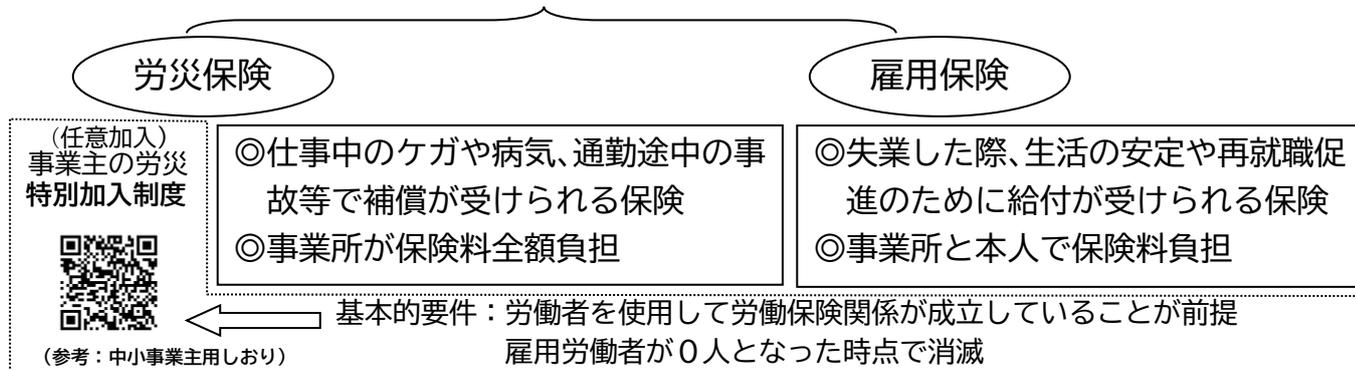


～社長さん！あなたの義務です 労働保険～

## 労働保険に加入していますか？

従業員を一人でも雇用していたら、労働保険に加入しなければなりません。

▼労働保険とは **労働保険**…原則、他人従業員に対しての保険



▼労働保険料は

基本的に従業員の給与の年間総支給額より算出します。

- ① 見込み年間総支給額×労働保険率＝概算労働保険料 → 国へ納付
- ② 年度末で年間総支給額が確定 → 確定労働保険料を計算し、先に国へ納付した概算保険料と精算
- ③ この先1年間の見込み年間総支給額で、概算保険料を出し国へ納付

- ・ 労災保険率は、業種によって決まっています。(危険度の高い業種は高い率で設定)
- ・ 雇用保険率は、事業の内容によって決まっています。(R7.4.1施行)

|                  | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |         |          |
|------------------|--------------------|---------|----------|
|                  | 雇用保険料率             | 事業主負担   | 被保険者負担   |
| 一般の事業            | 14.5/1000          | 9/1000  | 5.5/1000 |
| 農林水産・<br>清酒製造の事業 | 16.5/1000          | 10/1000 | 6.5/1000 |
| 建設の事業            | 17.5/1000          | 11/1000 | 6.5/1000 |

▼手続きは

労働保険事務組合岡崎商工会議所にて事務委託されると次のメリットがあります。

1. 労災加入することができない事業主や家族従事者も特別に労災保険に加入することができます。
2. 労働保険料の金額にかかわらず3回(7月、10月、1月)に分けて納付できます。
3. 事業主に代わって事務代行。わずらわしい事務処理の軽減が図られます。

▼手数料は

事務手数料(年間)＝確定保険料×5%+消費税10%(100円未満切り捨て)

(別途本所会員の年会費が必要となります。個人事業主:16,000円～、法人:22,000円～)

▼問合せ先

労働保険事務組合 岡崎商工会議所 (T 1180305000908)

(電話 53-6164 FAX 64-1522)

(R7.4作成)